地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

項	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/0 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)の 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及 び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/0 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/0 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/0 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/0 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定め る方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、5.4.1 又は 5.5に定める方法
1,2-ジクロロ エタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロ エチレン	0.02mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定め る方法
シス-1,2-ジ クロロエチレン	0.04mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2又は5.3.2に定め る方法
1,1,1-トリ クロロエタン	1mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は 5.5に定める方法
1,1,2-トリ クロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は 5.5に定める方法
トリクロロエチ レン	0.03mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は 5.5に定める方法
テトラクロロエ チレン	0.01mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は 5.5に定める方法
1,3-ジクロロ プロペン	0.002mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定め る方法
チウラム	0.006mg/Q 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/0 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/0 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/0 以下	日本工業規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定め る方法
セレン	0.01mg/0 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/0 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は 43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1に定める方法

ふっ素	0.8mg/0 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロ マトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に あっては、これを省略することができる。)及び付 表6に揚げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。